（商品取引所持株会社の子会社の認可申請）

第三十六条の十二　商品取引所持株会社は、法第九十六条の三十七第一項ただし書の規定により認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して主務大臣に提出しなければならない。

一　当該認可に係る会社を子会社（法第三条の二第三項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）とする理由を記載した書面

二　当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類

イ　商号及び本店の所在地を記載した書面

ロ　業務の内容を記載した書面

ハ　取締役及び監査役の氏名及び役職名を記載した書面

ニ　当該会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の氏名又は名称を記載した書面

ホ　定款

ヘ　登記事項証明書

ト　直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三　当該商品取引所持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ　当該商品取引所持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した直前事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他これらの最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ　当該認可後三事業年度における当該商品取引所持株会社及びその子会社（当該認可に係る子会社となる会社を含む。ハにおいて同じ。）の収支の見込みを記載した書面

ハ　当該商品取引所持株会社が行う子会社の経営管理に係る体制を記載した書面

四　その他参考となるべき事項を記載した書面

第四十四条の見出しを「（法第百三条第七項の取引証拠金の預託に代わる契約等）」に改め、同条第一項中「この条」の下に「及び第四十五条の二第一項」を加え、同条第二項中「法第百三条第七項の契約」を「同項の契約」に改め、同項第一号中「第百三条第九項」を「第百三条第十項」に改める。

第四十五条の見出しを「（商品取引清算機関に係る法第百三条第七項の取引証拠金の預託に代わる契約の規定の準用）」に改め、同条中「第百三条第九項」を「第百三条第十項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（法第百三条第八項の取引証拠金の預託に代わる契約）

第四十五条の二　会員等、取引の委託者又は取次委託者（法第百三条第八項に規定する会員等、取引の委託者又は取次委託者をいう。以下この条において同じ。）は、銀行等と同項の契約を締結しようとする場合には、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

一　法第百三条第十一項の規定による商品取引所の指示を受けたときは、当該会員等、取引の委託者又は取次委託者のために当該指示に係る額の取引証拠金が遅滞なく当該商品取引所に預託されるものであること。

二　当該契約に基づく銀行等の債務と当該会員等、取引の委託者又は取次委託者に対する債権を相殺することを禁止するものであること。

三　三月以上の期間にわたって有効な契約であること。

四　会員等、取引の委託者又は取次委託者は、あらかじめ商品取引所（法第百三条第八項の規定による届出を受けた商品取引所に限る。以下この条において同じ。）の承認を受けた場合を除き、契約の解除又は契約の内容の変更をすることができないものであること。

五　会員等、取引の委託者又は取次委託者は、契約が終了する日の一月前までに、その旨を商品取引所に通知をするものとすること。

2　会員等、取引の委託者又は取次委託者は、法第百三条第八項の契約を締結したとき（当該契約を変更したときを含む。）は、その契約書の写しを商品取引所に提出しなければならない。

3　会員等、取引の委託者又は取次委託者は、法第百三条第八項の契約を解除したときは、その事実を証する書面を商品取引所に提出しなければならない。

（商品取引清算機関に係る法第百三条第八項の取引証拠金の預託に代わる契約の規定の準用）

第四十五条の三　前条の規定は、法第百七十九条第八項において法第百三条第八項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、前条中「会員等、取引の委託者又は取次委託者」とあるのは「会員等、取引の委託者、取次委託者、清算取次委託者又は清算取次者に対する委託者」と、同条第一項第一号中「第百三条第十一項」とあるのは「第百七十九条第八項において準用する法第百三条第十一項」と、同号、同項第四号及び第五号並びに同条第二項及び第三項中「商品取引所」とあるのは「商品取引清算機関」と読み替えるものとする。

第四十八条を次のように改める。

（相場、取引高等の報告）

第四十八条　商品取引所は、法第百十二条の規定により同条各号に掲げる事項を報告しようとするときは、遅滞なく、別表第一又は別表第一の二により、主務大臣に提出しなければならない。

2　法第百十二条第一号の主務省令で定める事項は、別表第一の第三欄に掲げる事項とする。

3　法第百十二条第二号の主務省令で定める数量は、別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、当該商品市場に対応する同表の第三欄に掲げる数量とする。

4　法第百十二条第二号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　商品市場における一の会員等の一の取引の期限に係る自己の計算による取引であって決済を結了していないものの数量が別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる上場商品構成物品又は上場商品指数の種類ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第五欄に掲げる数量を超えること。

二　商品市場における一の取引の期限に係る一の委託者の計算による取引であって決済を結了していないものの数量が別表第二の第一欄に掲げる商品取引所が開設する同表の第二欄に掲げる商品市場において取引の対象とされる同表の第四欄に掲げる上場商品構成物品又は上場商品指数の種類ごと、かつ、売付け又は買付けの別ごとに、同表の第五欄に掲げる数量を超えること。

5　法第百十二条第二号の主務省令で定める事項は、別表第一の二の第二欄に掲げる事項とする。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条　削除

第六十六条第四号中「第八十六条第一項」を「第八十六条第一項本文」に改め、同条第五号中「（令第七条第一項第三号に規定する総株主等をいう。）」を削る。

第八十条第一項第八号及び第八十二条第二項第十号イ中「第八十六条第一項」を「第八十六条第一項本文」に改める。

第八十四条第二号中「（令第七条第一項第三号に規定する総株主等をいう。）」を削る。

第九十七条第一項第四号中「第百三条第八項（法第百七十九条第七項」を「第百三条第九項（法第百七十九条第七項及び第八項」に改める。

第百二条第一項第一号ロ及び第百十八条第二項第十一号中「第八十六条第一項」を「第八十六条第一項本文」に改める。

第百三十七条第二号中「（令第七条第一項第三号に規定する総株主等をいう。）」を削る。

第百七十五条第一項第一号中「法第九条」を「法第三条第一項ただし書の認可、法第九条」に改め、「第九十六条第一項の認可」の下に「、法第九十六条の二十五第一項本文及び第三項ただし書の認可」を加え、「含む。）、」を「含む。）並びに」に改め、同項第二号中「法第八十八条第一項の認可」を「法第三条の二第一項ただし書の認可、法第八十八条第一項の認可、法第九十六条の十九第一項の認可、法第九十六条の三十一第一項の認可、法第三百十二条」を「及び法第三百十二条」に改める。